

# 富山県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、農業経営負担軽減支援資金の融通に関し、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）及び富山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成14年1月15日付け農経第134号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、県における取扱いについて定めるものとする。

## 第2 借入申込

借入申込者は、農業負債整理関係資金借入申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）及び経営改善計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を融資機関に提出するものとする。ガイドライン第2の1の（1）のウに規定する60歳以上の者については、農業経営負担軽減支援資金に係る後継者と経営主との取決め書（様式第3号）を計画書に添付するものとする。

富山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対する債務保証委託申込を行う者は、債務保証委託申込書を同時に提出するものとする。

## 第3 利子補給承認申請の手続

融資機関は、借入申込者から提出のあった借入申込書等の内容を審査し、適当と認める場合には、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（交付要綱様式第1号。以下「申請書」という。）及び経営改善計画に関する要件書（様式第4号）を作成し、借入申込書の写し及び経営改善計画を添えて県農業経営課（以下「県」という。）、農林振興センター、市町村及び基金協会に提出する（債務保証委託申込書については基金協会のみ）。

## 第4 利子補給の承認等

県は、第3の規定により書類が提出された場合において、その内容の審査を行い、利子補給の可否を決定し、その結果を農林振興センター、市町村、融資機関及び基金協会へ通知する。

## 第5 貸付けの実行

農業経営負担軽減支援資金の貸付けは、毎月25日に行うものとし、貸付金額は万円単位とする。

## 第6 貸付実行報告

融資機関は、貸付けを実行したときは、貸付実行報告書（様式第5号）に必要事項を記入して、月末までに県及び基金協会に提出する。

## 第7 貸付条件変更報告の手続

融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の貸付条件等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更申請書（様式第6号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第8 償還方法

- (1) 償還方法は、元金均等年賦償還を原則とする。ただし、園芸・畜産経営等の場合には融資機関と借受者が協議のうえ生産物代金の受領期に合わせた半年賦償還又は多数回償還（年4回、6回、12回）とすることができる。
- (2) 約定償還額は千円単位とし、償還額に端数を生じた場合は、第1回償還額で調整する。
- (3) 約定償還日は、原則として毎年10月31日とする。ただし、(1)に規定する半年賦償還又は多数回償還の場合は、融資機関と借受者が協議して定めた償還月（償還間隔は均等とする。）の末日とする。

## 第9 その他

- (1) 借入れに係る書類の作成部数等は、別表のとおりとする。

(別表)

書 類	作 成 者	作成部数	備 考
資金借入申込書	借受者	5	融資機関(正) 県(写)、農林振興センター(写)、市町村(写)、 基金協会(写)
経営改善計画書 (後継者と経営主との取決め書を含む)	借受者	5	融資機関(正) 県(写)、農林振興センター(写)、市町村(写)、 基金協会(写)
債務保証委託申込書	借受者	2	基金協会(正)、融資機関(写)
農業経営負担軽減支援資金 利子補給承認申請書	融資機関	5	県(正) 農林振興センター(写)、市町村(写)、基金協会 (写)、融資機関(写)
経営改善計画に関する要件書	融資機関	5	県(正) 農林振興センター(写)、市町村(写)、基金協会 (写)、融資機関(写)
貸付実行報告書	融資機関	2	県(正)、基金協会(写)
利子補給承認条件変更申請書	融資機関	1	県(正)